

(公社)静岡県宅地建物取引業協会
中部支部 会員 各位

(公社) 静岡県宅建協会中部支部
支 部 長 松本 裕文
人材育成委員長 稲葉 秀隆
Tel 054-204-1885

令和2年度 統一研修会のご案内

拝啓 錦秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より協会事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、今年度中部支部では下記のとおり同一内容の「統一研修会」を2回開催致します。会員・従業者のほか、一般の方でご興味ある方も聴講できます。ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。
敬具

記

【内 容】“緊急”知らないでは済まされない「民法改正が宅地建物取引に及ぼす影響」

講師：立川・及川・野竹法律事務所 弁護士 立川正雄 氏

◆静岡会場

【日 時】令和2年11月30日(月) 10時00分～12時00分 13時00分～15時00分

【会 場】しずぎんホールユーフォニア (静岡市葵区追手町1-13 アゴラ静岡8階)

【定 員】230名(シアター形式) (JR 静岡駅北口より徒歩約8分)

※会場にホール専用の駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用の上ご来場くださいますようお願いいたします。

※会場内では飲食が禁止されておりますため、お茶(ペットボトル)の無料配布はいたしませんことをご了承ください。また、昼食は休憩時間に近隣にてお済ませください。

◆藤枝会場

【日 時】令和2年12月3日(木) 10時00分～12時00分 13時00分～15時00分

【会 場】小杉苑 桜藤の間 (藤枝市青木2-35-30 JR 藤枝駅北口より徒歩約15分)

【定 員】80名(スクール形式)

※会場に駐車場(無料)はございますが、大変混み合う場合がありますのでご注意ください。

※会場内で持ち込んだ食べ物を食事することは禁止されております。昼食は、小杉苑のお弁当(有料)を事前にご注文いただくか、もしくは休憩時間に会場外でお済ませください。

※静岡会場と同様にお茶(ペットボトル)の無料配布はいたしません。ご了承ください。

【備 考】

●どちらの会場も同一内容の研修(昼休憩を挟み、計4時間の講義)となりますため、ご希望の会場をお選びください。(受付はいずれも9:30～)

●この度の統一研修会では zoom によるオンライン配信は実施いたしません。現地での来場受講のみとなりますことをご了承ください。

●宅建しずおか8月号にてお送りいたしました「宅建業者のための民法改正ガイドブック～不動産取引に役立つ契約書改定のポイント(立川正雄氏著)」がございましたらお持ちください。

※ 会員・従業者の方は 従業者証明書をお持ちください。

※ 会員以外の不動産業者の方は、受講料3,500円です。(会員・従業者・一般 無料)

※ 新型コロナウイルス感染症防止対策として、別紙の実施・要請内容についてご協力願います。

◇この研修は、宅建業法64条の6に基づいて実施される研修であり、宅地建物取引に従事する者等に対し宅地建物取引業に関する知識及び能力の向上のため実施します。

(公社)静岡県宅建協会 中部支部・(公社)全国宅建保証協会 静岡本部 共催

参加ご希望の方は別紙にご記入の上、11月16日(月)までにお申し込みください。

以上

● 統一研修会に参加 (商号) _____

出席者氏名 _____

*希望される受講会場の欄に印(レ点)をご記入ください

☐ 11月30日(月)(しずぎんホールユーフォニア)での受講を希望します

☐ 12月3日(木)(小杉苑)での受講を希望します

※小杉苑にてお弁当を注文される方は希望数をご記入ください(当日現金にてお支払いください)

お弁当(ペット茶付き) 1,000円(税込) 注文数 _____ 食

*下記「新型コロナウイルス感染症対策について」をご覧の上、印(レ点)をご記入ください

☐ 研修会申込にあたり、下記の新型コロナウイルス感染症対策について了承しました

※ 研修会にて質問したい内容がありましたらお書きください

【申込締め切り】11月16日(月)

【申し込み先】(公社)静岡県宅地建物取引業協会中部支部

メール: chubu@shizuoka-takken.or.jp FAX: 054-204-1886

研修会・講演会等を開催する際の新型コロナウイルス感染症対策について

- 定員数は会場の収容人数の50%以下とします
- 会場内において参加者、講師、運営スタッフ等との距離を可能な限り確保します
- 受付において、検温を実施いたします
- 入場の際には手指消毒にご協力ください
- マスク着用の上ご来場ください
- 以下の事項に該当する場合は、参加はご辞退ください
 - ・ 発熱・咳・咽頭痛・味覚障害などの症状がある場合
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した方との濃厚接触がある場合
 - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 感染状況によっては、延期もしくは中止する場合がございますことをご了承ください

中部支部では研修会・講演会等を開催するにあたり、静岡県のイベント等開催における感染防止方針に則り、上記を実施・要請いたします。ご理解ご協力くださいますようお願い申し上げます。

(公社)静岡県宅建協会中部支部
支部長 松本 裕文